

□ 今月のことば □



弁理士倫理

副会長 村田 実



平成 13 年から施行された弁理士法の 1 次改正，これに続く本年の 2 次改正というように，弁理士の業務範囲がかなり大きく拡大されました。規制緩和の時代にこのような業務範囲の拡大がなされたということは，弁理士に対する社会の期待のあらわれであると同時に，社会に対する弁理士の責任の重大性というものを十分に認識する必要があると思います。また，本年 7 月早々に発表された知的財産戦略大綱にあるように，知的財産を今後の我が国の国富として積極的に活用する方向付けが行われ，知的財産に関する専門家としての我々弁理士への期待は益々増大することとなっております。

このような状況の中，弁理士の倫理研修（義務研修）が本年から開始されましたが，この研修を受講された会員はどのように感じられたでしょうか。また倫理研修を未だ受講されていない会員はどのような思いで参加されるのでしょうか。2 時間という短い時間で弁理士倫理というものを十分に理解することはかなりの困難を伴うものであり，また利益相反については必ずしも一致した見解を示すことができない状況であって研修の講師も相当にご苦勞をなさっております。

私は，弁理士倫理を極めて簡単化して表現すれば，「依頼人の信頼を得ること」の一言につきるのではないかと考えます。代理人である以上，依頼人のために全力をつくすということが当然の責務となりますが，弁理士法第 31 条の双方代理や利益相反は，この当然の責務を阻害する典型的な例として捉えられます。

知的財産部の充実している一部の大企業を除き，依頼人の中には知的財産制度に十分な理解を有しない中小企業や個人が多く存在します。大企業の知的財産部と同じような接し方では，倫理違反になってしまう可能性が高くなります。依頼人の知的財産制度に対する理解度が低いほど，より丁寧な対応が要求されます。例えば，弁理士手数料を考えると，大企業と特許事務所との間では手数料契約が結ばれていて，この面でのトラブルは発生しません。しかしながら，弁理士手数料に対して十分な知識のない中小企業等においては，我々弁理士からすれば標準的な料金と思われる場合であっても，不当に高すぎる料金であると受け止められることも多々あります。

依頼人から日本弁理士会宛になされる苦情の 3 大要素は，1 に「料金」，2 に「業務遅延」，3 に「報告懈怠」であります。1 の料金問題は，弁理士標準料金表が撤廃されたこともあってより問題となり易い状況となっておりますが，依頼人に対して事前に十二分に説明しておくことによって，問題にならないようにすることは極めて簡単です。事前説明した料金よりもかなり割高になってしまうときは，あらかじめその可能性のある旨の了解を得ておくことが望まれますし，別途割り増し料金が発生する等の場合はそのことを事前に説明しておくべきです。行った業務が適正料金であるか否かは，結局のところ，依頼人が納得するか否かに帰結します。行った業務内容からして，我々弁理士からすれば標準的な料金であると思われる場合でも，依頼人が不当に高いと苦情が申立てられたときは，料金に関する説明が不十分であり，弁理士に責任があると言われて

も仕方ありません。アマチュアを相手にするときは、プロフェッショナルである弁理士は十分な説明を行うべきです。

次に、業務遅延の問題ですが、依頼を受けてから相当の期間何もしないで放置しておいたために、苦情を申し立てられるというケースが多々あります。弁理士サイドからすれば、特に長期間放置しておいた訳ではないと考えても、依頼人からすれば、何もしてくれないというように思われることもあります。例えば原稿送付の期限等、業務完了の期限をある程度の範囲できちんと事前説明しておき、この期限をそれなりに遵守していれば、このような問題は生じません。また、約束した期限よりも処理が遅れる可能性のある場合は、その旨を事前に連絡すると共に、遅れても特に問題とならない状況であることの確認をきちんとすべきです。知的財産制度に十分な理解のない依頼人は、例えば依頼した特許出願が完了する前に販売を行ってしまう等のこともあり、とりかえしのつかない事態の発生にもつながりかねません。期限は、特許庁に対してだけではありませんことを十分に念頭におかれますように。

最後に、報告懈怠の問題ですが、手続の進行状況を示す書類がなんら特許事務所から送付されてこないために、現在どのようになっているのかという不安を依頼人に持たれてしまい、結果として弁理士への信頼を損ねてしまうという問題があります。例えば、委任状の追完等を行ったというようなことについては特に問題とされることはないかと思いますが、権利の変動をきたすような重要事項が発生したときは、現在どのような状況にあって、今後どのように対応できるか等を十分に説明すべきです。例えば、拒絶理由通知がきたことの連絡、その対応期限や対応方法の説明等、重要事項が発生したときはきちんとその報告を行うべきです。弁理士であれば日常業務として行っているためにあまりにも当たり前のことであっても、依頼人からすればどのように対応するのか全く分からないことも多々あります。通常は電話等によって依頼人の意志を確認して手続を行う場合であっても、出願の取下や拒絶理由通知に対応しないで放置する等の権利が消滅する方向となる依頼人の意思の確認については、後にトラブルとならないように、きちんと書類で確認をしておくことが望まれます。

大きな特許事務所は、小さな特許事務所に比して、社会に対する影響が大きく、その分社会的な責任も大きくなります。このことを踏まえて、大特許事務所ほど弁理士倫理に関してより敏感になるということが要求されます。弁理士は、産業興隆型の資格つまりビジネス的な側面もかなり強い資格ではありますが、依頼人に代わって依頼人のために働くという立場を決して忘れてはいけないと思います。「依頼人から信頼される弁理士」であり続けることが、結局のところ特許事務所の発展に繋がると言っても過言ではないでしょう。

弁理士の倫理研修を機に、なぜ弁理士制度が必要なのか、そして弁理士倫理がなぜ必要なのかということ、を、会員各位にあらためて考えて頂ければと思います。